ユマニテク短期大学　公的研究費不正使用防止計画

平成３０年９月１日制定
令和３年１２月１４日改定
令和４年１０月１８日改定

本学では「ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程（以下「管理・監査規程」という。）」第９条第３項により、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、公的研究費の不正防止計画を以下のとおり定める。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第１節】機関内の責任体系の明確化		
	(1) 機関内の責任体系が明確化されていない。	(1) ・「管理・監査規程」において責任体系を明確化し、学内外に公表する。 ・教職員対象の不正防止説明会及びハンドブックにおいて周知する。
監事に求められる役割の明確化	(1) 公的研究費の運営・管理に関する監事の役割が明確ではない。	(1) ・監事は、公的研究費の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況ならびに不正防止計画の適切性に関する事項を重要な監事事項の一つと掲げ、これらを本学全体の観点等から確認し、理事会等で定期的に意見を述べる。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第２節】適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
１．ルールの明確化・統一化	(1) ルールと運用の実態が乖離している。 (2) ルールが明確化・統一化されていない。 (3) ルールが周知されていない。	(1) ・ルールと実態とが乖離しないよう、不正防止推進計画部署により定期的にチェックを行い、不正防止委員会へ報告する。又、不正防止委員会において是正を検討する。 (2) ・ルールを明確化したハンドブックを作成する。 (3) ・教職員対象の不正防止説明会及びハンドブックにおいて周知する。

２．職務権限の明確化	(1) 事務処理に関する構成員の権限と責任が明確に定まっていない。 (2) 事務分担の実態と職部分掌の間に乖離が生じる。	(1) ・「公的研究費取扱内規（以下「取扱内規」という。)」及び「ユマニテク短期大学公的研究費の取扱いに関する職務権限規程（以下「職務権限規程」という。)」において、事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定める。 (2) ・事務分担の規定と実態との乖離の有無について、不正防止推進計画部署により定期的にチェックを行い、不正防止委員会へ報告する。又、不正防止委員会において是正を検討する。
３．関係者の意識向上	(1) 研究費の不正使用に対する構成員全体の意識が低い。 (2) 行動規範が策定されていない。	(1) ・教職員対象の不正防止説明会においてコンプライアンス教育を行う。また、その理解度についてアンケートを実施し、把握する。 ・構成員に対し、法令等遵守する等の旨の誓約書を徴取する。 (2) ・行動規範を策定し周知する。
４．告発等の取扱いと調査及び懲戒に関する規程の整備	(1) 学内外からの不正使用に関する告発窓口が設置されていない。 (2) 告発の取扱いと調査及び懲戒に関する規程が整備されていない。	(1) ・「管理・監査規程」に通報窓口の設置を規定し、窓口を学内外に公表する。 (2) ・「管理・監査規程」に通報以後の取扱いを規定し、その取扱いを行う。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第３節】不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
	(1) 不正防止計画が策定及び実施されていない。	(1) ・本計画に則り不正防止計画を実施する。 ・本計画は、不正防止委員会と不正防止推進計画部署が連携し、適宜検証や見直しを行う。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第４節】研究費の適正な運営・管理活動		
	(1) 予算の執行状況を把握せず、検証できる体制が整備されていない。	(1) ・「取扱内規」及び「職務権限規程」において、会計担当者から事務局責任者への報告を義務付ける。
	(2) 発注段階で支出財源が特定できていない。	(2) ・財源の特定ができるよう、発注稟議書内に研究課題名等を記載する。
	(3) 研究者と業者との癒着を防止する対策が講じられていない。	(3) ・内部監査により特定業者との多額取引等について重点的に調査を行う。 ・不正防止推進計画部署が日常業務内においてモニタリングを行う。 ・「ユマニテク短期大学公的研究費不正使用による取引停止取扱規程」により不正取引に関与した業者に対し取引停止を行う。 ・一定の取引件数や取引額を越える特定業者には不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
	(4) 研究者による発注に制限が無い。	(4) ・「取扱内規」に、原則として事務局発注とし、一定額その要件を満たす場合のみに研究者が直接発注することができるよう規定する。

	(5) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成等の特殊な役務に関する検収が為されていない。 (6) 研究支援者の勤務状況を把握できていない。 (7) 換金性の高い物品が適切に管理されていない。 (8) 研究者の出張計画の実施状況等を事務局が把握・確認できていない。	(5) ・「取扱内規」により、事務局が成果物の確認や、立会等の検収を行う。 (6) ・「取扱内規」により、事務局が定期的に勤務実態を把握する。 (7) ・「取扱内規」により、換金性の高い物品については、すべて備品登録をする。 (8) ・「取扱内規」により、具体的な出張計画及びその事実を証明できるものの提出を義務付け、事務局は、その適切性の確認や照会等を行う。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第５節】情報発信・共有化の推進		
	(1) 公的研究費の使用に関するルールについての相談窓口が設置されていない。 (2) 公的研究費の不正への取組に関する機関の方針が外部に公表されていない。	(1) ・「管理・監査規程」に、相談窓口の設置を規定し、窓口を学内外に公表する。 (2) 基本方針を策定し、学内外に公表する。

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
【第６節】モニタリングの在り方		
	(1) 監査について、ルールに照らした財務情報のチェック、管理体制の不備のチェック体制が整備されていない。 (2) リスクアプローチ監査がなされていない。	(1) 「ユマニテク短期大学公的研究費内部監査に関する規程」に監査方法等を規定し、財務情報及び管理体制の不備のチェックを行う体制とする。 (2) 「ユマニテク短期大学公的研究費内部監査マニュアル」にリスクアプローチ監査を規定し、実施する。